

令和4年1月24日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第60回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日時：令和4年1月24日（月）9：30～9：50

場所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、各部局長、女性活躍推進統括監、関係課長
計24名

内容：以下のとおり

1. 県内の患者発生状況等について

(1) 県内の患者発生状況等について

健康福祉部（健康福祉部長）

① 県内の患者発生状況等について説明

【資料1】

- ・1月以降、連続して感染が確認されていますが、1月12日に101人と、100人を超え、16日に118人、17日以降も連日150人を超える感染が確認されています。下側のグラフになりますが、1月17日から22日までの6日間で996人と、約千人の感染者が確認されており、感染拡大の傾向が続いている状況です。県内各地で感染者が確認されており、特に、20日には190人と1日あたりで最も多い感染者が確認されています。
- ・月別に見ると、1月の感染者数は、22日までに1,685名となっており、過去最高でありました昨年8月の629名の2.7倍の人数となっています。
- ・保健所においては、感染者の疫学調査と検査を進めておりますが、その中で児童福祉施設、社会福祉施設、飲食店、学校関係で集団感染の発生を確認しており、これにより感染者数が増えている状況となっています。また、二次感染として、家庭内で広がるケースも多く、家庭における基本的な感染防止対策が重要となっています。
- ・医療提供体制としまして、最大で368床を確保しており、現在、速や

かに患者の受入れができる即応病床を313床まで増やしています。

- ・ 22日時点での入院患者は121名で、病床使用率は、確保病床で32.9%、即応病床で38.7%となっています。この入院患者の他、グラフの一番下になりますが、22日時点での入院等の調整が終わった方が168人、調整中の方が187人となっています。
- ・ 現在、必要な入院治療ができる医療提供体制を確保するために、病床確保計画上の第5段階の運用として、保健所・県広域入院調整本部のメディカルチェックによる入院等の調整を実施しているところです。軽症で重症化リスクのない方は、宿泊療養又は自宅療養としており、22日時点で宿泊療養は46人、自宅療養は812人となっています。
- ・ 現在、保健所においては、積極的疫学調査等を全力で進めており、感染者が増加する中でも今後の行動履歴の把握、接触者の特定、検査の実施を確実にできるよう、体制の強化を図っています。
- ・ 感染者の増加に伴う各保健所における積極的疫学調査体制の確保、また、入院等の療養の調整、自宅療養者が安心して療養できるよう健康観察、生活支援を行う体制の確保のため、健康福祉部から専門職を、全庁応援として事務職を応援派遣するとともに、各自治体からも保健師の派遣をいただき、各保健所の体制を強化しています。
- ・ 今後も必要に応じた対応を迅速かつ柔軟に行ってまいります。

② 全国の感染状況について説明（防災部） 【資料2】

- ・ 資料は21日10時時点で公表されている厚生労働省発表資料を基に全国一週間単位の新規感染者数の状況をまとめたものになります。22日以降発表されておりませんので最新のものとなります。
- ・ このうち表中の新規感染者数ですが、公表データでは1月14日から1月20日までの期間の集計となりますが、警戒を強化すべきレベルとしているレベル2の島根県の目安のうち、直近一週間の人口10万人あたりの新規要請者数15人以上の目安を超えている都道府県は20番目の島根県を含め、1番上の沖縄県から46番目の富山県の46都道府県となります。

③ 「感染状況のレベル」について（防災部） 【資料3】

- ・ 政府分科会が提言した新たなレベル分類の考え方となります。表の下段に記載していますが、各レベルの適用については、感染状況や医療逼迫の状況等を考慮し、2枚目に参考指標としている参考指標を用いて総合的に判断することとされています。
- ・ 表中のレベル3の状況については一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況としています。

- ・昨日23日10時時点においてレベル3の目安の数値については確保病床使用率50%超に対し32.9%、重症病床使用率50%超に対し3.6%となっています。
- ・2枚目の参考指標のうち、②の療養者数については、人口10万人あたりの全療養者数は200人となり、前回59回本部会議開催日1月17日時点の数値58.3人を大きく上回っている状況です。

2. 島根県の対応について

(1) 島根県の対応について

防災部（防災危機管理課長）

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示に関する要請について（案）について説明 【資料4】

【防災部長】

説明がありましたように政府に対し、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請してよろしいでしょうか。本部員の皆さんにご意見を伺います。

【本部員】

異議なし

【防災部】

異議がないようですので、本案のとおり対策本部会議終了後、直ちに政府に対し要請を行うこととします。

防災部（防災危機管理課長）

- ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の公示がなされた場合の島根県の対応（案）について説明 【資料5】

【防災危機管理課長】

- ・知事、法に基づくまん延防止等重点措置の公示がなされた場合の島根県の対応については（案）のとおり進めてよろしいでしょうか。

【知事】

この（案）のとおり対応します。この内容で準備を進めてください。

商工労働部（商工労働部長）

- ③ 飲食店等への営業時間短縮要請協力金について（商工労働部）【資料6】
 - ・飲食店等への営業時間短縮要請協力金の概要について説明します。
 - ・まず、協力金の1店舗あたり1日あたりの単価ですが、国の協力金の実

施要領により、要請の内容毎に単価が示されていますので、島根県においてもこれに準拠した設定としています。

- ・島根県においては、先ほどの説明のとおり、第三者認証店と非認証店では要請の内容が異なります。
- ・中小企業等の単価については、非認証店は営業時間を午後8時までとし、酒類の提供はしないということで要請をすることとしておりますので、単価は前年、前々年同期の1日の売上高の4割、金額としては3万円～10万円です。
- ・次に認証店ですが、認証店については午後9時までの営業時間とし、酒類の提供は可能とします。その場合は、上記に比べて売り上げが高いことが予想されますので、単価としては売上高の3割、金額は2.5万円～7.5万円となります。
- ・また、認証店であっても、営業時間を午後8時までで酒類を提供しない場合には非認証店と同額となり、売上高の4割、金額としては3万円～10万円となります。
- ・次に、大企業についてですが、要請内容は中小企業等と同じで有り、単価については、いずれの場合も一日あたりの売上高の減少額の4割で上限は20万円です。
なお、中小企業等においてもこの方式を選択することは可能です。
- ・次に支給額ですが、
(上記1の単価) × (要請に応じた期間の日数) となります。
- ・原則、要請した全ての期間に協力して頂いた場合に支給することになります。ただし、準備を要する場合は、「まん延防止等重点措置」の適用日から3日後までに、開始していただければ、要請に協力した期間について支給します。
- ・その算定日数については、この表に表示したとおりとなります。
- ・知事、飲食店等への営業時間短縮要請協力金について説明した内容で進めてよろしいですか。

【知事】

この内容で準備をすすめてください。

3. 知事指示事項

- ・本日、政府に、まん延防止等重点措置の適用の要請を行いました。
- ・明日以降、政府の対策本部会議が開催され、まん延防止等重点措置の対象区域の決定がなされる予定であり、その政府の決定後、改めて、県の対策

本部会議を開催し、県の対応の詳細を決定する予定であります。

- ・県内では、直近6日間で、連続して150人以上の感染者が確認されており、現在、小・中・高等学校の部分休校をお願いしている5市町以外の地域でも、保健所の調査や、入院時の調整、自宅療養者の健康観察などの業務がひっ迫しつつあり、県内全体に感染が拡大するおそれがあります。
- ・また、このまま療養者、感染者の増加が続くと医療提供体制にも大きな支障が生じかねない状況です。
- ・こうした状況を踏まえて、島根県にまん延防止等重点措置の適用を求める要請を政府に行ったところです。
- ・まん延防止等重点措置が適用された場合の対象地域は、以上の状況を踏まえまして、県内全域を予定しております。
- ・その期間は、政府において決定されることとなりますが、仮に、明日(25日)決定となれば、これまでの例では、2日後の27日からの適用となり、期間は3週間が想定されます。
- ・適用後は、
 - ①県内においても、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えていただくよう要請する予定です。
 - ②飲食店等に対しては、営業時間の短縮を求めることや、県の認証をとっていない飲食店において酒類の提供を行わないことなどを要請するとともに、これらの要請に応じていただいた飲食事業者等に対し、国の交付金を活用して協力金を支給いたします。
 - ③県外からの集客が見込まれる県立施設を休館とし、
 - ④この他、引き続き県外への移動自粛や感染防止対策の徹底を県民の皆様にご要請する予定です。
- ・営業時間の短縮などをお願いすることとなる飲食事業者等の皆様には、県内の感染状況や、保健所のひっ迫、医療提供体制のリスクなどについて、是非ともご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。
- ・加えて、想定される27日からの適用に向けて、先ほど申し上げた要請内容や協力金の金額をご確認いただき、対応の検討や準備を進めていただきますよう、重ねてお願いいたします。
- ・県民の皆様にも、追加のお願いをすることになりますけれども、県の対応についてご理解いただき、感染状況の早期改善に向けて、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

第 60 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 1 月 2 4 日 (月) 9 : 30～

場所:県庁 6 階 講堂

1. 県内の患者発生状況等について

2. 島根県の対応について

3. 知事指示事項

(配付資料)

(資料 1) 県内の患者発生状況等について 【健康福祉部】

(資料 2) 全国の感染状況について 【防災部】

(資料 3) 「感染状況のレベル」 【防災部】

(資料 4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の
公示に関する要請について 【防災部】

(資料 5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の
公示がなされた場合の島根県の対応について 【防災部】

(資料 6) 飲食店等への営業時間短縮要請協力金について 【商工労働部】

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて感染者が確認されてから令和4年1月22日までに、計3,446人の感染が確認されました。

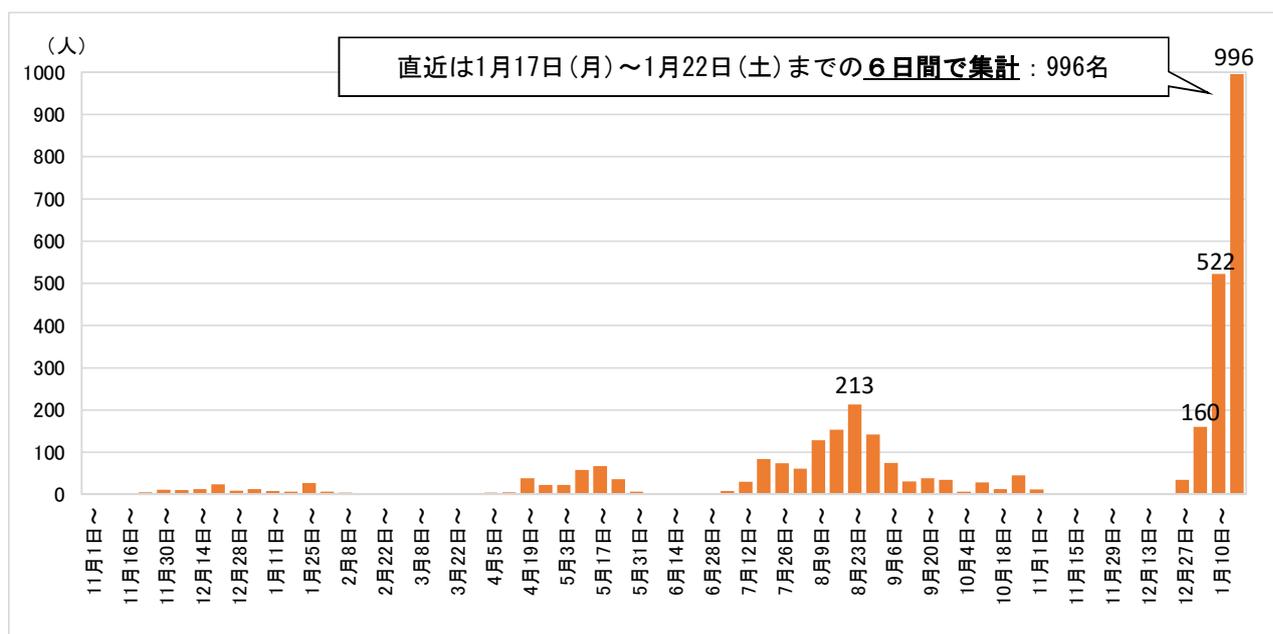
1月は22日までに1,685人の感染が確認されています。

1. 令和4年1月の陽性患者の発生状況（1月22日まで）

陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
1月1日	4人	雲南市4人
1月2日	3人	出雲市2人、雲南市1人
1月3日	6人	松江市3人、出雲市1人、雲南市1人、県外1人
1月4日	6人	出雲市3人、大田市1人、西ノ島町1人、県外1人
1月5日	20人	松江市6人、浜田市2人、出雲市4人、益田市1人、大田市2人、安来市1人、川本町1人、西ノ島町1人、隠岐の島町1人、県外1人
1月6日	22人	松江市6人、浜田市1人、出雲市7人、雲南市1人、津和野町1人、西ノ島町4人、県外2人
1月7日	40人	松江市19人、浜田市7人、出雲市8人、安来市1人、江津市1人、県外4人
1月8日	35人	松江市10人、浜田市6人、出雲市14人、益田市1人、県外4人
1月9日	31人	松江市5人、浜田市12人、出雲市8人、益田市2人、津和野町1人、西ノ島町3人
1月10日	36人	松江市5人、浜田市11人、出雲市13人、益田市1人、安来市1人、江津市4人、県外1人
1月11日	34人	松江市7人、浜田市6人、出雲市7人、益田市3人、江津市2人、邑南町6人、津和野町1人、西ノ島町1人、県外1人
1月12日	101人	松江市7人、浜田市29人、出雲市13人、益田市14人、江津市10人、邑南町23人、津和野町1人、県外4人
1月13日	67人	松江市9人、浜田市17人、出雲市17人、益田市6人、大田市1人、安来市1人、江津市1人、雲南市1人、奥出雲町2人、邑南町8人、隠岐の島町2人、県外2人
1月14日	81人	松江市6人、浜田市14人、出雲市20人、益田市12人、江津市4人、奥出雲町2人、邑南町11人、居住地調査中12人（保健所別内訳：浜田12人）
1月15日	85人	松江市6人、浜田市8人、出雲市26人、益田市7人、江津市3人、邑南町9人、県外1人、居住地調査中（25人（保健所別内訳：出雲7人、浜田18人）

1月16日	118 人	松江市12人、浜田市4人、出雲市3人、益田市4人、雲南市1人、奥出雲町1人、邑南町9人、県外1人、居住地調査中83人（保健所別内訳：出雲19人、浜田64人）
1月17日	160 人	松江市27人、浜田市4人、出雲市35人、大田市2人、安来市1人、江津市1人、邑南町12人、県外2人、居住地確認中76人（保健所別内訳：出雲15人、浜田29人、益田32人）
1月18日	174 人	松江市24人、浜田市1人、出雲市15人、益田市17人、大田市4人、安来市3人、川本町1人、邑南町7人、津和野町2人、海士町1人、県外2人、居住地確認中97人（保健所別内訳：出雲33人、浜田64人）
1月19日	164 人	松江市20人、浜田市1人、益田市14人、大田市28人、安来市1人、雲南市1人、川本町1人、美郷町1人、邑南町6人、居住地確認中91人（保健所別内訳：出雲35人、浜田：56人）
1月20日	190 人	松江市24人、出雲市4人、益田市16人、大田市14人、安来市2人、雲南市1人、川本町1人、美郷町3人、邑南町4人、津和野町1人、県外1人、居住地確認中119人（保健所別内訳：出雲69人、浜田：50人）
1月21日	158 人	松江市35人、浜田市1人、出雲市13人、益田市22人、大田市16人、安来市4人、川本町3人、美郷町3人、邑南町3人、吉賀町1人、県外1人、居住地確認中56人（保健所別内訳：出雲24人、浜田32人）
1月22日	150 人	松江市29人、出雲市4人、益田市7人、安来市5人、江津市1人、雲南市4人、県外2人、居住地確認中98人（保健所別内訳：出雲44人、県央29人、浜田25人）
1月22日までの計	1,685 人	

2. 令和2年11月以降の陽性患者の発生状況（週単位：令和4年1月22日まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

※直近は1/17～1/22までの6日間の集計（実績：996人）

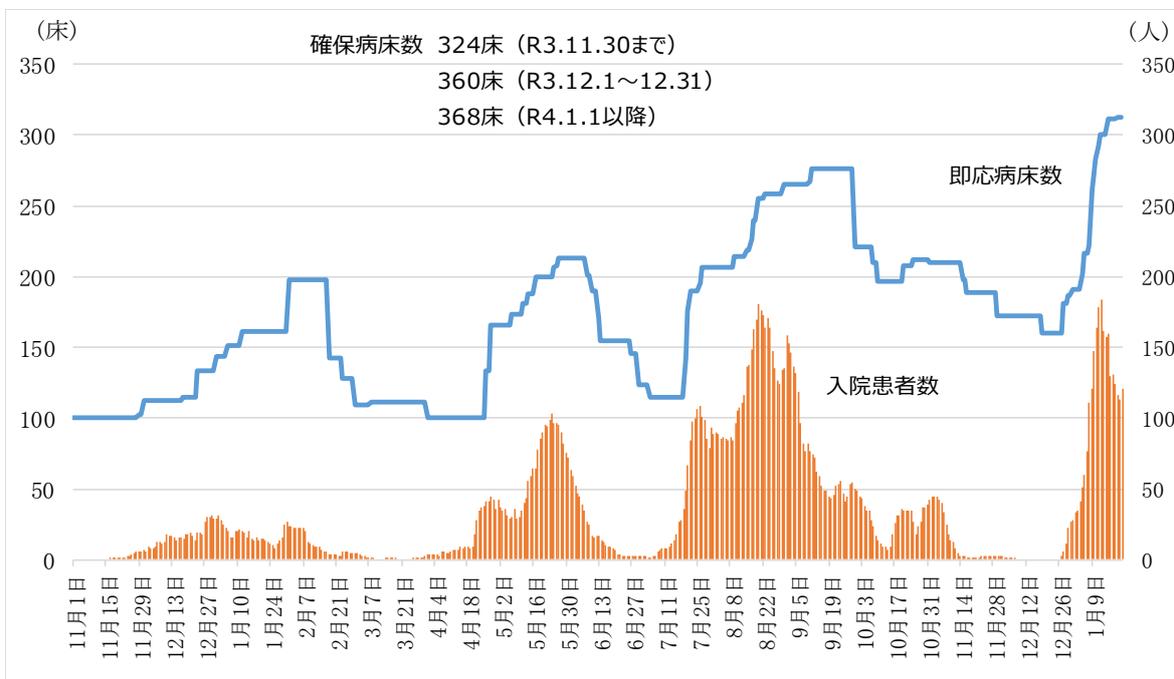
3. 病床確保状況及び使用率（1月22日時点）

確保病床数 (A)		病床利用率	
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
368床	313床	32.9%	38.7%

入院患者数 (C)				
	重症	中等症	軽症	無症状
121人	1人	23人	58人	30人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

(令和2年11月以降の日別状況)



- ・入院調整済（入院等予定者） 168人
- ・調整中 187人

4. 軽症者等の療養（1月22日時点）

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

宿泊療養者数 46人

自宅療養者数 812人

令和4年1月21日10:00時点

都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考	増減
		人口数（千人）	10万人換算	1月14日～1月20日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり （人）	1月10日～1月16日 人口10万人あたり （人）	
1	沖縄	1,453	14.53	9,366	644.60	665.24	-20.65
2	大阪	8,809	88.09	30,255	343.46	176.51	↑166.94
3	東京	13,921	139.21	37,703	270.84	143.23	↑127.61
4	広島	2,804	28.04	7,205	256.95	197.75	↑59.20
5	京都	2,583	25.83	6,340	245.45	134.57	↑110.88
6	福岡	5,104	51.04	9,906	194.08	91.14	↑102.94
7	兵庫	5,466	54.66	9,195	168.22	73.34	↑94.88
8	熊本	1,748	17.48	2,914	166.70	66.76	↑99.94
9	滋賀	1,414	14.14	2,281	161.32	99.50	↑61.81
10	佐賀	815	8.15	1,242	152.39	97.30	↑55.09
11	奈良	1,330	13.30	2,013	151.35	71.65	↑79.70
12	神奈川	9,198	91.98	13,921	151.35	73.23	↑78.11
13	埼玉	7,350	73.50	11,005	149.73	74.54	↑75.18
14	愛知	7,552	75.52	10,933	144.77	69.86	↑74.91
15	長崎	1,327	13.27	1,895	142.80	68.27	↑74.53
16	千葉	6,259	62.59	8,686	138.78	74.66	↑64.12
17	和歌山	925	9.25	1,282	138.59	81.30	↑57.30
18	山口	1,358	13.58	1,814	133.58	98.01	↑35.57
19	群馬	1,942	19.42	2,504	128.94	73.94	↑54.99
20	島根	674	6.74	851	126.26	64.54	↑61.72
21	静岡	3,644	36.44	4,127	113.25	58.64	↑54.61
22	岡山	1,890	18.90	2,137	113.07	55.82	↑57.25
23	北海道	5,250	52.50	5,802	110.51	49.56	↑60.95
24	宮崎	1,073	10.73	1,184	110.34	20.04	↑90.31
25	岐阜	1,987	19.87	2,173	109.36	57.57	↑51.79
26	愛媛	1,339	13.39	1,440	107.54	71.10	↑36.45
27	大分	1,135	11.35	1,208	106.43	47.05	↑59.38
28	長野	2,049	20.49	2,014	98.29	63.69	↑34.60
29	新潟	2,223	22.23	2,154	96.90	55.56	↑41.34
30	栃木	1,934	19.34	1,860	96.17	54.29	↑41.88
31	三重	1,781	17.81	1,679	94.27	52.27	↑42.00
32	山梨	811	8.11	761	93.83	31.32	↑62.52
33	青森	1,246	12.46	1,076	86.36	45.35	↑41.01
34	鹿児島	1,602	16.02	1,372	85.64	54.31	↑31.34
35	茨城	2,860	28.60	2,200	76.92	40.42	↑36.50
36	香川	956	9.56	691	72.28	39.54	↑32.74
37	石川	1,138	11.38	776	68.19	31.46	↑36.73
38	福井	768	7.68	483	62.89	49.61	↑13.28
39	鳥取	556	5.56	344	61.87	28.42	↑33.45
40	高知	698	6.98	305	43.70	20.20	↑23.50
41	宮城	2,306	23.06	793	34.39	18.34	↑16.05
42	徳島	728	7.28	242	33.24	21.02	↑12.23
43	山形	1,078	10.78	291	26.99	18.65	↑8.35
44	秋田	966	9.66	255	26.40	16.25	↑10.14
45	福島	1,846	18.46	470	25.46	16.63	↑8.83
46	富山	1,044	10.44	252	24.14	17.72	↑6.42
47	岩手	1,227	12.27	136	11.08	7.01	↑4.07

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（1月21日）

参考指標

令和4年1月23日10:00時点
(1月16日～1月22日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標		医療提供体制の負荷				感染の状況			監視体制 (参考)
		①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
		入院医療 注1	重症者用病床						
国指標	ステージⅢ	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	人口10万人当たりの全療養者数 20人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50%以上	-
	ステージⅣ	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	人口10万人当たりの全療養者数 30人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50%以上	-
県の状況 【1/23 10:00 時点】		<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 32.9% 入院率 9.1% 最大確保病床数 368床 使用状況 121床 	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 3.6% 最大確保病床数 28床 使用状況 1床 	人口10万人当たりの全療養者数 200.00人 全療養者 1,334人 (入院者 121人) (宿泊療養者 46人) (自宅療養者 812人) (入院等予定者 168人) (入院等調整中 187人)	8.5% 注2 1/10～1/16 522人 /6,156件	167.02人 /10万人/週 1/16～1/22 1,114人	17.5% 1/15～1/21 28人/160人 *調査中を除く	2.6 【1/9～1/15】 435人 【1/16～1/22】 1,114人	

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

令和 4 年 1 月 23 日 10 : 00 時点
(1 月 16 日～1 月 22 日)

令和 3 年 11 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル 0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル 1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル 2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができている状況	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>368</u> 床 使用状況 <u>121</u> 床) (1/23 10 時現在 <u>32.9%</u>) 直近 1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数が 15 人以上 (1/23 10 時現在 <u>167.02</u> 人/10 万人/週) 注 1 	III
レベル 3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> 病床使用率 50%超 重症病床使用率 50%超 (1/23 10 時現在 <u>32.9%</u> 1/28 床 <u>3.6%</u>) 予測ツールや様々な指標に基づき、「3 週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 注 2 	(III の最終局面)
レベル 4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひっ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注 1 保健所のひっ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注 2 政府分科会の目安に準拠

令和4年1月24日

政府対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 様

島根県対策本部長
島根県知事 丸山 達也

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく
まん延防止等重点措置の公示に関する要請について

本県では、感染力の非常に強いオミクロン株の感染が昨年末に確認されて以降、感染が急拡大しており、1月12日に感染状況のレベルを「レベル2」に引き上げ、県民に対し、都道府県をまたぐ不要不急の移動を控えることや、飲食店等の利用については4人以下とすること、時間についても2時間を限度とすることを要請するとともに、感染に不安を感じる無症状の方に対し検査を受検することを要請しています。

しかしながら、感染拡大は想定を超えて過去に類を見ないスピードで進んでおり、1月23日には、直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が167人となり、県内全域に感染が広がるおそれがあります。

また、確保病床の使用率も、同日時点で32.9%となり、このままのペースで療養者の増加が続くと、医療提供体制にも大きな支障が生じかねない状況です。

このような状況から、本県においては、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があると判断し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示されるよう要請します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく まん延防止等重点措置の公示がなされた場合の 島根県の対応について（案）

県内において、感染力の非常に強いオミクロン株の感染が昨年末に確認され、感染が急拡大し、県内全域に感染が広がるおそれがあることから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、政府に対し、本県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示するよう要請する。

本県への適用が決定された場合の対応は、下記のとおりとする予定である。

記

1. 県知事が指定するまん延防止等重点措置の措置区域
県内全域
2. 期間
新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、国が公示する期間
3. 県民・事業者への要請のうち主なもの
 - (1) 都道府県をまたぐ移動の自粛
行き先の都道府県の要請を確認の上、極力控えること。
ただし、やむを得ない仕事や、通勤・通学、受験、転勤、就職活動、婚礼、葬儀・法要、看病・介護、通院、生活必需品の買い物などでの移動は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないが、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底すること。
 - (2) 外出・移動の自粛
 - ① 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を控えること
 - ② 集客施設等（1,000 m²超）は、密集しないよう措置を講じること

(3) 飲食店等への営業時間短縮等

- ① 第三者認証店（以下、「認証店」という）以外の飲食店等については、営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わないこと。
- ② 認証店については、次のいずれかを選択して対応すること。
 - ア 営業時間を午前5時から午後9時までの範囲内とし、酒類の提供を可能とする。ただし、酒類の提供は午後8時までとする。
 - イ 営業時間を午前5時から午後8時までの範囲内とし、酒類の提供は行わない。
- ③ 飲食の際の人数は、同一グループの同一テーブルでの使用を4人以下とすること。
- ④ この営業時間短縮要請については、準備期間を考慮し、適用日から3日後までに開始すること。
- ⑤ この要請に協力した店舗には、要請に協力した期間に応じて、別に定める協力金を支給する。

(4) 県立施設

県外からの集客が見込まれる県立施設を休館する。

【休館予定の施設】

(施設名)	(住所地)
① 島根県立しまね海洋館 アクアス	浜田市久代町
② 島根県立三瓶自然館 サヒメル	大田市三瓶町多根
③ 三瓶小豆原埋没林公園	大田市三瓶町多根
④ 島根県立宍道湖自然館 ゴビウス	出雲市園町
⑤ 島根県立古代出雲歴史博物館	出雲市大社町
⑥ 島根県立石見美術館	益田市有明町

※政府が決定する基本的対処方針の内容により、要請内容を変更することがある。

飲食店等への営業時間短縮要請協力金の概要について

令和 4 年 1 月 2 4 日
商工労働部商工政策課

1. 協力金の単価（1店舗あたり1日あたり）

(1) 中小企業等

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円
認証店	午後9時まで	可能	(前年、前々年同期の1日の売上高の3割) 2.5万円～7.5万円
	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日の売上高の4割) 3万円～10万円

(2) 大企業

区分	営業時間	酒類提供	単価
非認証店	午後8時まで	なし	(前年、前々年同期の1日あたりの 売上高減少額の4割) 上限20万円
認証店	午後9時まで	可能	
	午後8時まで	なし	

※ 中小企業等においても、この方式を選択可

2. 支給額：(上記1の単価) × (要請に応じた期間の日数)

- ・ 原則、要請した全ての期間に協力すること
- ・ ただし、準備を要する場合は、「まん延防止等重点措置」の適用日から3日後までに、開始すること

要請に応じた期間	算定日数
全期間の場合	全期間の日数
準備期間を取り入れた場合	
① 1日後から応じた場合	(全期間の日数) - 1
② 2日後から応じた場合	(全期間の日数) - 2
③ 3日後から応じた場合	(全期間の日数) - 3